

特 記 仕 様 書

新屋上 水源計装盤更新工事

東 御 市

目 次

第1章	総 則	
	第1節	一般事項 2 ～ 4
第2章	現場機器	
	第1節	概要 5
	第2節	機器仕様 5 ～ 7

第 1 章 総 則

第 1 節 一般事項

1、施工範囲

本工事の請負者は、設計図書及び市役所監督員の指示に従い、誠意をもって機械器具の設計・製作・据付・試験及び調整に当たるものとし、これらの機器は、その性能を十分発揮し相互間の協調がとれて円滑に運転できるよう施工されなければならない。

2、疑義の解釈および変更

工事設計書の内容について疑義を生じた場合は監督員と協議し、その指示に従わなければならない。

また工事の施工上必要があれば実施施工図を提出して監督員の承認を得て変更変更することができる。ただしこれは設計図書以内とする。

3、法令、条例等の適用

請負者は設計書に記載する各種工事を下記の関係法令に従い施工しなければならない。

- 1) 電気事業法
- 2) 電気設備技術基準
- 3) 電気用品取締法
- 4) 建築基準法
- 5) 消防法
- 6) 公衆電気通信法
- 7) 労働安全衛生法
- 8) その他関連法令、条例

4、適用規格、基準

請負者は設計図書に記載する各種工事を下記の関係規格、基準に従い施工しなければならない。

- 1) 内線規定
- 2) 電力会社供給規定
- 3) 日本工業規格（J I S）
- 4) 電気規格調査会標準規格（J E C）
- 5) 日本電気工業会標準規格（J E M）
- 6) 日本電線技術委員会標準規格（J C S）
- 7) 国土交通省大臣官房官庁営繕部電気設備工事共通仕様書

5、諸官庁への手続き

請負者は、関係諸官庁、電力会社、N T Tなどに対する一切の手続きを代行して行うこととし、これに必要な経費は請負者の負担とする。

6、主任技術者

請負者は、本工事契約後一週間以内に主任技術者、および現場代理人を定めて届けなければならない。

7、提出図面

請負者は、次の工事関係書類を提出すること。

また、これに要する費用は請負人の負担とすること。

- 1) 請負者は、契約後速やかに監督員と内容の打ち合わせを行い下記の承認図を提出しその承認を受けた後でなければ機器の製作に着手してはならない。
 - イ) 機器外形寸法図
 - ロ) 機器仕様・明細書
 - ハ) 機器据付・配線・配管施工図
- 2) 事完成后、将来の維持工・管理に必要な下記の完成図を提出すること。
 - イ) 機器試験成績表
 - ロ) システム構成図
 - ハ) 機器据付・配線・配管完成図
 - ニ) 機器取り扱い説明書
 - ホ) 各種盤類製作配線図

8、試験および検査

本工事に使用する機器で監督員が必要と認めるものは製品（工場）検査を行うものとし、これに要する費用は請負者の負担とする。

9、総合試運転

請負者は、工事完了後総合試運転を行い、各機器がその機能を十分発揮し目的を満足していると認められるまで調整を行うこと。

10、保証期間

本工事における機器類の保証期間は竣工検査合格後1ケ年とする。

万一、保証期間中に請負者の責任に帰すべき原因（機器の不良）による事故が発生した場合には、無償にて補修または新品に交換すること。

第3章 現場機器

第1節 概 要

本工事は、新屋上水源（配水池）に設置している計装盤の老朽化にともない、メンテナンスでは対応できない状況になってきている為、今回交換工事を実施する。

第2節 機 器 仕 様

1) 計装盤

型 式	鋼板製屋外閉鎖自立型		
寸 法	700W×300D×1750H		
装 備	テレメータ装置 既設 DAST-20 型を移設する。		
	電源用避雷器	×1 台	
	広角指示計	×1 台	配水池水位用
	ブラインドプレート	×1 枚	配水流量（将来）用
	水位計用電源装置	×1 台	
	スペースヒーター	×1 台	
	換気扇	×1 台	
	サーモスタット	×2 台	
	ブレーカー他必要なもの	×1 式	
板 厚	筐体：2.3 t・扉：2.3 t・中板：2.3 t		
	ベース：L6×50		
塗装色	マンセル 5Y7/1（半ツヤ）		